

コロナに負けるな！

松阪市飲食店営業継続緊急支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に取り組みながら営業を継続している飲食業者を支援するため、緊急的に支援金を給付します。

①対象となる事業者

次のいずれも満たす飲食店の営業者（営業許可書に記載された営業者とする。）

- 令和3年4月1日（基準日）時点において、「飲食店営業」の営業許可を受け、当該基準日以降も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に取り組みながら、松阪市内において飲食店営業を継続して行う意思を有すること。
- 店舗内で調理等を行い、当該調理等がなされた飲食物を飲食することが可能なテーブルや椅子が屋内に常時設置されていること。

【※以下の営業者は対象になりませんのでご注意ください。※】

- (1) 社会福祉施設の入居者、事業所の従業員、ホテル・旅館の宿泊者など、特定の者のみを対象として飲食物を提供している者（ただし、ホテルや旅館でも不特定の者を対象として飲食物を提供している者は対象。）
- (2) カラオケボックス、インターネットカフェなど、施設内においてサービスを受けるために料金を払った者のみを対象として飲食物を提供している者
- (3) コンビニエンスストア、スーパーマーケットなど、小売を営業の主体としていると認められる店舗において飲食物を提供している者
- (4) 持ち帰り飲食サービス業又は配達飲食サービス業（弁当屋、テイクアウト専門店、移動販売、デリバリー、ケータリングサービス、給食など）の形態にて飲食物を提供している者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

②申請受付期間

※広報まつさか4月号では令和3年4月5日（月）～5月31日（月）までと
なっておりましたが、期間延長しました。

令和3年4月5日（月）～6月30日（水）（当日消印有効）

③支援金の額

1店舗あたり 一律 **10万円**

・このご案内は「対象と思われる事業者」へ送付しているものであり、申請書の提出をもって支援金の交付が確定されるものではありません。

・この支援金は課税対象となります。詳しくは最寄りの税務署へご確認ください。

④申請から振込みまでの流れ



申請書受理 …… 対象と思われる事業者に、市から申請書が届きます。(4月1日より順次郵送)

○表面①の「対象となる事業者」をご確認ください。

○申請書兼請求書及び確認・同意書の様式は松阪市ホームページからダウンロードできます。

対象事業者であれば申請書作成へ

申請書作成

…… **★必要書類** : 次の(1)~(5)の書類を準備し、同封の(1)、(2)に必要事項を記入

(1)申請書兼請求書(様式第1号)

(2)確認・同意書(様式第2号)

(3)写真台紙(様式第3号または任意様式A4サイズ1枚でも可)に写真を添付
店舗の外観1枚、内観1枚(テーブルや椅子の屋内常時設置がわかるもの)

(4)申請店舗の営業許可書(種別:飲食店営業のみ)の写し

(5)振込先口座が確認できる通帳の写し【※申請者名義のものに限る。】

(金融機関・支店名・口座番号・口座名義人(カタカナ)が印字されている部分をコピー)

申請書提出

…… **申請書の提出は郵送のみ**

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による提出は原則不可。

○必要書類を同封し特定記録郵便等の確実な方法での郵送をお願いします。

○1店舗ごとに1申請が必要です。複数店舗分をまとめた郵送は可能です。

書類審査

…… 提出された申請書類について市で審査を行い、交付の可否を決定します。

○交付決定の場合→松阪市会計管理者から「支払通知書」を

申請者に通知します。(=交付決定通知とします。)

○不交付決定の場合→「飲食店等営業継続緊急支援金不交付決定通知書」を

申請者に通知します。

○申請書の審査等において疑義等が生じたときは、保健所などの関係機関へ
問い合わせる場合があります。

○申請書類に不備があるときは、申請者に補正をお願いする場合があります。

指定口座へ
振込み

…… 書類審査後1か月程度で、指定口座に振り込みます。

※切り取って封筒の宛名としてご利用ください。

〒515-8515

松阪市殿町1340番地1

松阪市役所 商工政策課

飲食店営業継続緊急支援金担当 行

(飲食店営業継続緊急支援金申請書 在中)

⑤問い合わせ先

松阪市役所 商工政策課

TEL:0598-53-4361 FAX:0598-22-0003

E-mail:syok.div@city.matsusaka.mie.jp

松阪市産業支援センター

TEL:0598-25-6520 FAX:0598-25-6521

E-mail:san.shien@city.matsusaka.mie.jp